

令和3年度第3回市川市幼児教育振興審議会 会議録

- 1 開催日時 令和3年11月16日（火）午前10時00分から午前10時55分
- 2 場 所 市川市南八幡2丁目20番2号
市川市役所第2庁舎4階大会議室1, 2
(Web会議システムを利用したオンライン会議)
- 3 出席者 (敬称略)
 - (1) 会長 高尾 公矢
 - (2) 副会長 駒 久美子
 - (3) 委員 石原 みさ子
緑谷 一樹
松尾 裕美
川久保 葉子
宮下 朱由美
村上 律子
関根 純子
渡邊 眞理子
佐々木 孝子
 - (4) 事務局 田中 庸恵 (教育長)
松丸 多一 (教育次長)
永田 治 (生涯学習部長)
吉田 一弘 (生涯学習部次長)
小倉 貴志 (学校教育部長)
新部 操 (学校教育部次長)
佐原 達雄 (学校教育部学校建設担当参事)
町田 茂幸 (教育総務課長)
須志原 みゆき (教育総務課主幹)
岩瀬 絢子 (教育総務課副主幹)
三河 崇邦 (教育総務課副主幹)
滝口 陽子 (教育総務課主査)
野口 敏樹 (指導課長)
森角 有和 (指導課主幹)
横田 裕子 (指導課主任)
小籠 宏 (教育センター所長)
杉山 育子 (こども家庭支援課長)
小島 信也 (こども施設入園課長)
東谷 盛弘 (こども施設入園課主幹)
水野 智史 (こども施設入園課副主幹)
藤田 俊雄 (こども施設運営課長)
大塚 奈保美 (こども施設運営課主幹)
横山 京子 (こども施設計画課長)
高橋 やす子 (発達支援課長)
守屋 塩子 (発達支援課主幹)

4 議 題

- (1) 市川市幼児教育基本方針の策定について（調査審議）
- (2) 市川市幼児教育基本方針の策定について（答申）

5 提出資料

- (1) 次第
- (2) 答申書（案）「市川市幼児教育基本方針の策定について」

6 会議録

【午前10時00分 開会】

○高尾会長

それでは、ただ今より、令和3年度第3回市川市幼児教育振興審議会を開催いたします。本日は審議会委員13名中11名が出席されております。市川市幼児教育振興審議会条例第6条第2項の規定によりまして、委員の半数以上が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。

審議に先立ち、「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」第7条に基づきまして、議題に係る会議を公開するかどうかを決定いたします。事務局にお尋ねいたします。本日の議題に、同指針第6条に規定する非公開事由はございますか。

○町田教育総務課長

本日の議題は「市川市公文書公開条例」等で非公開とはされておられません。また、個人情報などの非公開情報も含まれておられませんことから、市川市審議会等の会議の公開に関する指針第6条に規定する非公開事由はございません。以上でございます。

○高尾会長

それでは、本日の議題につきましては、非公開事由はないということです。会議を公開することとしてよろしいでしょうか。お諮りいたします。いかがでしょうか。

【異議なし】

○高尾会長

それでは、ご異議がないようですので、本議題に関わる会議を公開とすると決しました。傍聴者の方がいらっしゃいましたら入場をお願いします。

【傍聴者なし】

○高尾会長

それでは、次第に沿って会議を進めさせていただきます。
議題1「市川市幼児教育基本方針の策定について」です。調査審議を行います。事務局から説明をお願いします。

○野口指導課長

よろしくお願いたします。本日は「市川市幼児教育基本方針の策定について」当審議会より答申をいただく予定となっております。つきましては、事務局にて答申書（案）を作成いたしました。恐れ入りますが、お手元の資料、別紙として「市川市幼児教育基本方針（案）」が添付されている答申書（案）をご覧ください。

まずはじめに、別紙「市川市幼児教育基本方針（案）」についてご説明をいたします。第1回及び、第2回の市川市幼児教育振興審議会にて、委員の皆様にご審

議いただきました事項を踏まえ、その後事務局にて方針案の加除訂正等を行い、改めて別紙のとおり取りまとめたものでございます。前回お示しした方針案と比較し、全体として構成や内容を大きく変更したところはありません。加除訂正につきましては、数カ所ございますので、ご確認をお願いいたします。

1点目です。5ページ下から3行目「教育課程」の部分を「教育・保育課程」と改めました。

2点目です。6ページ「ICT環境」の項目、「ICT環境」の脚注として9ページに「14 ICT環境」についての説明を追加いたしました。

3点目です。7ページ「教育委員会事務局と市長部局」の項目4行目にございます、「幼児教育アドバイザー等の人的配置に関しては、両部において検討していく」という文言に訂正をいたしました。

4点目です。前回の方針案では、「子ども」「幼児」「園児」という表現が混在しておりました。そこで、今回の方針案では、原則表記を「子ども」で統一し、引用や、その他、文脈上特に区別が必要な場合は、「園児」または、「幼児」と表記いたしました。

その他、読者に主旨や文脈がより分かりやすく正確に伝わるよう、文言や文字表記について数カ所訂正を行っております。

市川市幼児教育基本方針（案）につきまして説明は以上です。

次に、答申書（案）の表紙についてご説明いたします。こちらには、諮問から答申に至るまでの審議経過をお示しするとともに、市川市幼児教育基本方針（案）を本審議会の答申とすることについて記載いたしました。お時間を少しいただきまして、一部読み上げさせていただきます。

市川市幼児教育振興審議会は、令和3年7月27日、教育委員会から「市川市幼児教育基本方針の策定について」諮問を受けたところです。本市においては、平成31年1月に第3期市川市教育振興基本計画が策定され、幼児期における教育が計画的に推進されてきているなかで、当審議会は、これまでの成果と課題を踏まえ、新しい時代における幼児教育の一層の質の向上と、本市全体の幼児教育の推進が図られることを期待し、審議を重ねてきました。その過程において、教育委員会から示された「市川市幼児教育基本方針（案）」に対して、当審議会は、調査・審議した結果、別紙のとおり取りまとめたので、これをもって「市川市幼児教育基本方針の策定について」の答申といたします。幼児教育の一層の推進に向けて、当審議会の答申が「市川市幼児教育基本方針」の策定に十分に配慮されるよう求めます。以上です。

説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○高尾会長

それでは、ただ今説明がありましたけれども、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。駒委員お願いいたします。

○駒副会長

ご説明ありがとうございます。前回の審議会でご指摘しそびれてしまいました。ここでお話させていただきたいと思っております。基本方針の中に是非入れていただきたい内容といたしまして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用についてということ挙げたいと思っております。多様な背景を持つご家庭や子どもたちの発達の課題に対応できるように、幼児教育を行う施設において地域の小中学校に配置されているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用が促進されるように、この支援体制の整備を図っていくということを基本方針の中に盛り込んでいただきたいと思っております。いかがでしょうか。このスクールカウンセラーにつきましては、教育機関の中で専門的な心理学的な知識に基づいて子どもたちや保護者等を対象に相談業務を行う役割を担います。また、スクールソーシャルワーカーの方は、同じように教育機関と児童相談所など

の行政機関との連携環境を構築したりですとか、経済的に困難な家庭や福祉的援助を必要とする家庭に対して自立支援・相談等を行ったりしています。これが、今年8月に学校教育法施行規則が改正されまして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用について、従来の小中高、特別支援学校に加えて幼稚園にも準用することが明記されていますので、タイミング的にもよろしいのではないかと考えております。挿入する箇所といたしましては、先ほど、幼児教育アドバイザーのお話がありましたけれども、7ページのところです、教育委員会事務局と市長部局との連携に関するところで、この幼児教育アドバイザー等の人的配置についての記載の後のところに、活用について両部で検討を行うという主旨がわかるように挿入していただくということではいかがでしょうか。ご検討をお願いいたします。

○高尾会長

それでは、今、駒委員の方から7ページの幼児教育アドバイザー等というところに、スクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーの活用について文言を付け足すという提案がありましたけれども、委員の皆様方がいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【異議なし】

○高尾会長

それでは、幼児教育アドバイザーの配置というところに、先ほどのスクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカーの活用の文言を付け加えるということにしたいと思います。

それでは、事務局から説明がありました改正点、4点ですけれども、このことにつきまして、皆様方からのご意見はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【異議なし】

それでは、もう一つ、答申（案）の表紙の部分について事務局から読み上げてもらいましたけれども、この点はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【異議なし】

それでは、特に問題ないようですので、改正点の4点のうち、1点ですね、幼児教育アドバイザー等のところに文言を付け加えるということで、訂正していただきたいと思っております。それでは、ただ今のご意見のとおり、事務局は答申（案）の修正をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、事務局の方で修正しますので、15分程度時間を取りまして10時半からスタートしたいと思います。それまで暫時休憩といたします。よろしく願いいたします。

【休憩】

○高尾会長

時間になりましたので、再開いたします。答申（案）の修正箇所について事務局から説明をお願いいたします。

○野口指導課長

先程いただきましたご意見をもとに、答申（案）を次のように修正いたしましたので、ご説明させていただきます。

7ページ、教育委員会事務局と市長部局の項、上から5行目「特に幼児教育アドバイザー等の人的配置」の後に、次の文言を挿入いたしました。「幼稚園における地域の小中学校に配置されているスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活用について両部で検討を行い、多様な背景を持つ家庭や子どもの発達の課題に対応できるよう、支援体制の整備に努めていきます。」このように、入れさせていただきました。なお、これに伴い、「スクールカウンセラー」並びに「スクールソーシャルワーカー」の文言につきましても、わかりやすいように、9ページに16番、17番として新たに脚注を挿入させていただきました。9ページをご覧ください。スクールカウンセラー（SC）。教育機関において、専門的な心理学的知識に基づき子どもたちや保護者等を対象に相談業務等を行う専門職。17番、スクールソーシャルワーカー（SSW）。教育機関と児童相談所などの行政機関との連携構築や経済的に困難な家庭や福祉的援助を必要とする家庭に対して自立支援相談等を行う専門職。このように脚注を入れさせていただきました。

説明は以上でございます。

○高尾会長

それでは、修正箇所につきまして、ただ今説明をいただきましたけれども、ご意見ご質問はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ご意見がないようですので、答申（案）について採決いたします。

○野口指導課長

会長、よろしいでしょうか。

○高尾会長

はい。

○野口指導課長

ありがとうございました。ただ今ご説明申し上げたとおりなのですけれども、事務局の方で更に文言について、今の箇所をわかりやすくしたいと思います。具体的に申し上げます。ただ今の「幼稚園における」という箇所ですけれども、この部分がどこにかかっているのか、わかりづらいというご指摘を今いただきました。このため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー、小中学校に配置されているこの2つの専門職を、幼稚園において活用していくということがわかりやすいように表記の整理をさせていただきます。「幼稚園における」という文言を「スクールソーシャルワーカーの幼稚園における活用について」というように、更に訂正をさせていただければと思います。こちら、ご承認をいただいた後に、もしよろしければ、事務局の方でこのように訂正をさせていただきますと思いますが、いかがでございましょうか。

○高尾会長

それでは、事務局の方から若干の文言の修正ということで、「幼稚園における地域の小中学校に配置されている」という箇所をもう一度整理したいということです。いかがでしょうか。この件は事務局に任せてよろしいでしょうか。

【異議なし】

○高尾会長

そのようにお願いしたいと思います。

他にご意見よろしいでしょうか。はい、では石原委員。

○石原委員

一枚目の表紙の部分ですけれども、市川市幼児教育振興審議会会長のあとに会長名が入っておりません。これはどうしてなのか、ご説明いただけますでしょうか。

○高尾会長

事務局の方で説明をお願いいたします。

○町田教育総務課長

ただ今のご質問に対する回答ですが、以前は会長名をすでに記載しておりまして、押印をいただくような形になっておりました。案から確定の段階で押印をいただくということになっておりましたが、押印廃止に伴いまして、こちらに会長のご署名をいただく形に変更しておりますので、今の案の状態では空欄ということになっております。事前説明が不足しておりまして、大変申し訳ございませんでした。

○高尾会長

それでは、石原委員よろしいでしょうか。

○石原委員

理解いたしました。ありがとうございました。

○高尾会長

それでは、他にご意見がないようですので、答申（案）について採決をいたします。

この答申（案）のとおり、教育委員会に答申することに賛成の方の挙手を求めます。オンラインの方もお願いいたします。

【全員挙手】

○高尾会長

はい。ありがとうございました。賛成多数ということですので、この答申（案）のとおり教育委員会に答申することと決しました。それでは、答申書の提出の準備を行いますので、その間、少々お待ちいただきたいと思っております。よろしくようお願いいたします。

【答申書準備】

○町田教育総務課長

それでは、高尾会長から田中教育長へ、「市川市幼児教育基本方針の策定について」に対する答申をお願いいたします。

【高尾会長から答申提出】

○田中教育長

長きにわたりまして、慎重なご審議をありがとうございました。

○町田教育総務課長

ありがとうございました。

○高尾会長

それでは、委員の皆様方から一言ずつご発言いただければと思います。石原委員からお願いしたいと思います。

○石原委員

石原です。皆さんとともに作成した市川市幼児教育基本方針、非常に素晴らしいものが出来上がったと感じております。ただ、これからが本当のスタートで、この出来上がった基本方針が絵に描いた餅にならないように、どのように具現化していくか、そこがこれからの私たちの課題ではないかと思っておりますので、是非今後も引き続きですね、皆様のそれぞれのお立場から見ていただいて、また今後のどういうふうに変わっていったとか、変わらないとか、こういうところが足りないとか、そういった声を上げる機会をつくっていただければありがたいなと思っております。私も議員の一人として、この基本方針がきちんと実行されていくように見守ってまいりたいと思っておりますし、バックアップしていきたいと思っております。いろいろとご指導いただきましてありがとうございました。

○高尾会長

ありがとうございました。それでは、緑谷委員お願いいたします。

○緑谷委員

緑谷です。本日参加の委員の皆様、また取りまとめていただいた事務局の皆様ありがとうございました。大変素晴らしい方針案ができたのではないかと考えております。また、私どもの団体としては、特別支援や虐待の問題は、幼保小、公立私立の区別なく全市的に一体となって連携、連続して取り組める体制の一部になっていきたいと考えておりますので、引き続きこうした案がより実効性を持つように私どもも努力してまいりたいと思っております。本日はありがとうございました。

○高尾会長

ありがとうございました。松尾委員お願いいたします。

○松尾委員

松尾です。とても良い基本方針が出来上がったと思っております。私自身も今後について、とても勉強になりました。どうもありがとうございました。

○高尾会長

ありがとうございました。川久保委員お願いいたします。

○川久保委員

川久保です。本日はありがとうございました。このような場に参加させていただいて改めて現場として、この基本方針をもとに、職員の資質向上を目指し、園児たちの今後の成長の支援に努めていかなければならないと強く感じております。今後とも、よろしくお願いいたします。

○高尾会長

ありがとうございました。宮下委員お願いいたします。

○宮下委員

宮下です。本日はありがとうございました。私の勉強不足で、なかなか紙でいただいても内容が難しく、まだまだこれからも学んでいきたいことがたくさんあるなと思えました。これからもいろいろ子どもたちのためによりよくお

願います。

○高尾会長

ありがとうございました。村上委員お願いいたします。

○村上委員

私立保育園、村上です。今回はこのように素晴らしい教育方針の作成に参加させていただき、大変勉強になりました。ありがとうございました。この方針が、どう現場に生かされて、浸透していくかということと、どのような点に改善点があるのかということもまた踏まえて、今後も引き続き参加させていただければと思います。ありがとうございました。

○高尾会長

ありがとうございました。関根委員お願いいたします。

○関根委員

関根です。ありがとうございました。現場の実状を知る、非常に貴重な機会だったと思っております。今回決めた方針が、実行に伴っていくことを強く希望するとともに、実際どんな形で反映がされ、結果が出ていったのかというフィードバックの機会もどこかでいただければ、幸いに思います。ありがとうございました。

○高尾会長

ありがとうございました。渡邊委員お願いいたします。

○渡邊委員

公立保育園の渡邊でございます。今回はこのような会議に参加させていただきありがとうございました。市川市幼児教育基本方針ということで、この短い文書の中に、すごく現状というか私たちがクリアしていかなければならない課題なども含まれていて、身の引き締まる思いであります。実践者として、基本方針をもとに、市川市の子どもたちの幼児教育に携わる施設が一丸となって行政の方としっかりと連携を取っていかなければならないのだと実感しておりますので、この基本方針を公立保育園にもしっかりと伝えていきたいと思っております。ありがとうございました。

○高尾会長

ありがとうございました。佐々木委員お願いいたします。

○佐々木委員

このような素晴らしい基本方針ができて、ありがとうございました。大変勉強になりました。市川市の全ての子どもたちが幸せになるような、実効性のある基本方針になることを、学校現場の者としても日々努力していきたいと思っております。幼児教育との接続について、今回大変勉強になりました。様々な就学前の施設、多種多様ですが、教師の交流や研修会、今後お互いをよく知ることや連携について努力していきます。改訂された幼稚園教育要領などに示されている10項目には、方向性が示されています。このような姿に育ってほしい、その10項目の育ってほしい姿を小学校では目安にして、継承していきたいと思っております。前回も述べましたとおり、スタートカリキュラムを低学年の教員だけではなくて、学校全体の教員で学んでいきます。大変勉強になりました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○高尾会長

ありがとうございました。駒副会長お願いいたします。

○駒副会長

ありがとうございました。非常にしっかりとした基本方針ができたのではないかと考えております。文部科学省でもずっと、養成・採用・研修と言われていすけれども、その養成のところを担っております大学教員としても、一層身を引き締めて携わっていきたいと考えております。また、連携と一言でいうのは、本当に連携していかなきゃというのは大事なことですし、皆さんもわかっていらっしゃって、連携が大事と日々思っていると思うのですが、それがやはり一番難しいことではないかなと考えています。公私の連携も難しいです。保幼小の連携も非常に難しいです。その難しい連携をどうかここにいらっしゃる皆様が一丸となって、一緒につくっていかれたらいいなと考えております。私も微力ですがお手伝いできればと考えております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○高尾会長

ありがとうございました。

最後に私からご挨拶させていただきます。委員の皆様方、教育委員会の事務局の皆様方、本当にご苦労様でした。特に感謝いたしますのは、事務局の皆様方でして、あの7月の非常に暑い最中、汗をかきながらこの答申（案）に取り組んでいただき、その結果このように素晴らしい答申ができたと考えております。ただ、委員の皆様方の意見の中にもありましたように、これを現場にどう生かしていくか、実行していくかが重要だと思います。また、それを検証していく場が必要なんだろうと思います。その場がこの審議会であろうかと考えますので、是非ですね、教育委員会としても、この審議会を何回も開いていただいていますね、検証していく場にしていきたいと考えております。この答申の中には、市川市のみならず県内の幼児教育を考えるうえでもですね、課題が満載されているというふうに思います。是非、皆様方と一緒にこの課題の解決に向かって努力していきたいと考えておりますし、全国的にも素晴らしいと言われるような幼児教育を考えていきたいと思っておりますので、今後とも委員の皆様方、事務局の皆様方と力を合わせて、一緒に幼児教育の発展のために取り組んでいきたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。

最後に事務局から連絡をお願いいたします。

○町田教育総務課長

本日まで、委員の皆様から大変貴重なご意見、様々なご意見を賜りまして、答申をいただくことができました。改めましてお礼を申し上げます。本当にありがとうございました。それでは、今後の予定につきましてご説明をいたします。本日いただきました答申の内容を踏まえた「市川市幼児教育基本方針(案)」を教育委員会会議にお諮りをし、進めてまいりたいと考えております。事務局からは以上でございます。

○高尾会長

それでは、これをもちまして、第3回市川市幼児教育振興審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。